静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会 会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について(答申)

平成22年8月13日付け自行第400-1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

外国旅行命令確認等に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立て(諮問第170号)

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成22年6月23日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。)第6条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「平成22年5月中に訪中した知事部局(特別職及び出先機関職員含む)県職員に係る当該訪中旅費計算書(「外国旅行命令確認」及び「外国旅行命令明細確認」)」の開示を請求し、平成22年6月24日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、当該開示請求に対応する公文書として、5月中に訪中した職員に係る「外国旅行命令確認」及びその「外国旅行明細確認」を特定し、当該公文書を保有している複数の所属ごとに、平成22年7月2日から同月8日までの間に、内容の一部について条例第7条第2号に該当するとの理由で非開示とする部分開示決定を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成 22 年 7 月 29 日、異議申立人は、これら複数の部分開示決定のうち、平成 22 年 7 月 5 日付け自行第 327 号による部分開示決定(以下「本件処分」という。) の一部を不服として、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号) 第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 22 年 7 月 30 日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の一部を取り消し、「外国旅行命令確認」(以下「本件公文書」という。)における非開示部分のうち、「旅行経路の発着地情報のうち、職員の自宅住所地域に係る部分」の情報(以下「本件情報」という。)の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号ただし書ウについては、「公務員等の職務遂行に係る情報は、 半面、当該公務員等の個人情報でもあるが、職務に関する説明責任を全うし公正で 透明な県政を推進する観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の 職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする個人情報から除外す るもの」と解釈されており、職務遂行に係る情報が、職務遂行の内容に係る部分で はない性質の個人情報を含む性質であることは、もとより想定されている。

その上で、特に「氏名」についてのみ、当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合等について、なお非開示とする規定が置かれているのであっ

て、例えば「職」は、「その職務遂行に係る情報と不可分の要素であることから、 (氏名を非開示とした)特定の公務員等を識別できる(こととなる)場合であって も開示の対象となる」と解されているなど、開示を前提とした解釈が基本となって いる。

したがって、公務員等の職務遂行に係る情報であれば、たとえ職務遂行の内容に 係る部分ではない性質の要素が含まれていても、条例第7条第2号ただし書ウに該 当すると判断すべきものである。

(2) そして、本件情報は、静岡県職員の旅費に関する条例(昭和31年静岡県条例第48号。以下「旅費条例」という。)に基づく旅行命令における発着地であり、職員が職務上の命令に基づき職務として旅行を行う起点と終点という職務遂行に係る情報そのものであることは、出張に公務遂行性を認める公務災害の考え方からも明らかであり、また、職員の身分取扱いに係る情報にも当たらないから、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

また、旅費の額の算出根拠として不可欠の要素である発着地情報は、単に職務遂行に係る情報に止まらず、住民監査請求の対象である財務会計行為の適否を判断する上で重要な要素であり、県政の監視に資することも条例の目的と解されることから、開示することが強く要請される。

しかも、本件情報が地番を含まない市町村名及び字名であるならば開示はなおさらである。

(3) 実施機関が本件処分の通知書に記述した非開示理由からは、「地域」の定義が都道府県単位なのか、市町村単位なのか、町字単位なのか、特定の地番まで表示されたものなのかが不明であり、また、なぜ「地域」が非開示情報に該当すると主張するのかも不明である。さらに、上記(2)で述べたとおり、本件情報は条例第7条第2号ただし書ウに該当するものであるから、該当しないとした実施機関の理由の記述は誤りであり、以上から、瑕疵ある理由付記で、本件処分も瑕疵ある行政処分として無効である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 非開示とした自宅住所地域に係る情報とは、自宅住所がどこの地域に在るのかの情報ということであるが、識別できる特定個人(出張職員)の現在の自宅住所地域に係る情報が記載されており、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。
- (2) 具体的には、旅行命令においては、旅行経路の発着地を勤務先とするか、又は自宅とするかという点は公務員の職務遂行内容に係る部分と捉えられるが、自宅発着とした場合の自宅住所地域に係る情報は、職務遂行の内容に係る部分ではない性質を持つと判断し、非開示とした。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書及び本件情報の内容等について

本件公文書は、職員の公務での旅行に関する旅行命令から旅費支給までの事務 処理のために電算システムに入力された、特定の外国旅行を旅費条例に基づき命 ずる内容の電磁的記録を、紙に印刷したものである。

本件公文書に記録されている内容は、具体的には、年度、発令日、旅行日、旅行者の所属・氏名・職員番号、用務、旅行地、支出科目、旅行経路における発着地・用務先、旅費の額とその内訳などである。

これらのうち、本件処分で非開示とされ、かつ、非開示としたことが争われている部分に係る本件情報は、旅行経路における発着地情報の一部であり、非開示としたことに伴う必要な理由記載として実施機関が本件処分の通知書で説明したところによれば「識別できる特定個人(出張職員)の現在の自宅住所地域に係る情報」であり、実際に本件公文書を見分すると、具体的な市町村名及び字名が記載されていることが認められる。

(2) 条例第7条の非開示情報該当性について

実施機関は、本件情報が条例第7条第2号本文の非開示情報に該当し、かつ、同号 ただし書のいずれにも該当しないと主張し、一方、異議申立人は、同号ただし書ウ に該当すると主張しているので、以下検討する。

ア 条例第7条第2号本文及び同号ただし書ウについて

条例第7条第2号は、「個人に関する情報(中略)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、同号ただし書ウの「当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員(中略)である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。」に該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

なお、公務員等の「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担当する 職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電 話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報 や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱 いに係る情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報には当たらないと解される。

イ 条例第7条第2号本文該当性

争われていないものの、本件情報の条例第7条第2号本文該当性を念のため確認しておけば、本件情報は、本件公文書の他の部分で氏名が開示されている特定職員の旅行経路における発着地情報で、それは当該職員の旅行の出発地と帰着地の情報であり、具体的には特定の市町村名及び字名が記されているところから、識別できる特定個人に関する情報であることは明らかであり、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書ウへの該当性の有無

まず、本件情報は、本件公文書を見分したところによれば、本件公文書の他の部分で非開示とされ争われていない通勤定期情報における自宅地域駅名の内容と符合することから、出張職員の自宅住所に係る市町村名及び字名であると認められる。

そして、条例第7条第2号ただし書ウの公務員等の「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所に係る情報は職務遂行情報に当たらないと解されるところ、出張職員が職務命令に基づく旅行の発着地を自宅としたという情報は、職務遂行情報であると認められ、それは実施機関が本件処分の通知書に記載した非開示理由でも説明されているものであるが、当該職員の自宅の所在がどこにあるかという具体的な情報は、「担当する職務を遂行する場合におけるその情報」そのものとはいえない住所情報であると解されるから、本件情報は、条例第7条第2号ただし書ウには該当しないものと認められる。

したがって、本件情報は条例第7条の非開示情報に該当し、開示されるべきものではないと解される。

(3) 本件情報を非開示とした本件処分の理由付記の適法性について

条例第12条第1項は、部分開示決定をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を当該決定の通知書に記載しなければならないとしているところ、実施機関は、本件処分の通知書において、「○開示しないこととした部分」として(「5月中に訪中した職員に係る」)「「外国旅行命令確認」のうち、(中略)旅行経路の発着地情報のうち、職員の自宅住所地域に係る部分」、「○根拠規定」として「静岡県情報公開条例第7条第2号に該当」、「○当該規定を適用した理由」として「識別できる特定個人(出張職員)の現在の自宅住所地域に係る情報が記されており、条例7条2号のただし書のいずれにも該当しない。」と記述しており、これらは、「開示しないこととした部分」とその「根拠規定」が、「当該規定を適用した理由」を伴って整理され記載されていることが認められる。

そして、異議申立人は、当該記述のうち「地域」という表現の定義が不明確であるなどと主張するが、「地域」の具体的内容が、細かな地番情報であれ、又は一定の広域情報であったとしても、氏名が明らかにされた特定人の個人情報となることに変わりはないこと、また、「自宅住所」という記述には、職務外の情報であるとの趣旨が表れていることなどを考えると、実施機関が本件処分の通知書に記載した非開示理由は、非開示にすべきとの立場からの説明がなされているものと認められ、理由付記に瑕疵のある違法な行政処分とはいえない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 22 年 8月 16 日	諮問を受け付けた。	
平成 22 年 8月 16 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 8月 31 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 12 月 22 日	審議	第 239 回
平成 23 年 1月 24 日	審議	第 240 回
平成 23 年 2月 21 日	審議	第 241 回
平成 23 年 3月 22 日	審議(答申)	第 242 回

審議をした静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職業等	調査審議した審査会
興津 哲雄	弁護士	第 239 回~第 242 回
鈴木紀子	弁護士	第 240 回~第 242 回
根木 真理子	静岡大学教育学部 教授	第 240 回~第 242 回
望月律子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 239 回~第 242 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 239 回~第 241 回
山本 雅昭	静岡大学法科大学院 教授	第 239 回~第 242 回